

在宅生活を支える医療

診療所

「かかりつけ医」：日常的な診療や健康管理を行い、自宅での療養生活を支えます

◆訪問診療

在宅療養中の通院が困難な人に対して、医師が計画的かつ定期的に自宅を訪問して診療等を行います

◆往診

在宅療養中の通院が困難な人に対して、病状の急変など患者の要請に応じて、不定期に自宅を訪問し診療等を行います

病院

診療所と連携をして、精密検査や入院治療が必要となった場合に、必要に応じて専門の病院に入院（通院）し、医療を受けることができます

◆医療ソーシャルワーカー（MSW）

療養生活上の経済的、心理的、社会的問題に対して相談を受けたり、関係者との調整を行います

◆退院調整看護師

退院後も継続が必要な医療や看護を受けながら生活するために、ケアマネ等の関係者との連携を図り、患者や家族の意向を踏まえて退院支援を行います

訪問看護 ステーション

専門的な知識や技術を持った看護師等が、かかりつけ医（主治医）の指示のもと、自宅を訪問して、病状の経過観察や療養上の世話や診療の補助を行います

◆主な訪問看護サービス：医療処置、健康状態のチェック、医療機器の管理、リハビリ、家族へのサポートなど

歯科診療所

通院が困難な人に対して、歯科医師や歯科衛生士が自宅を訪問して、歯周病の治療や入れ歯の調整、口の中を清潔に保つための口腔ケアなどを行います

薬局

「かかりつけ薬剤師」：医療機関から処方された薬や市販薬などについての相談や健康についての相談ができます

在宅療養中、薬局へ行くのが困難な人に対して、薬剤師が自宅を訪問して、薬に関する説明や相談、服薬管理などを行います

在宅生活をささえる介護

訪問介護

ホームヘルパーが自宅を訪問して入浴・排泄などの「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」を行います

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で自宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護を行います

訪問リハビリテーション

医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問し、居宅での生活機能の維持・向上のためのリハビリを行います

居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、通院の困難な方の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います

通所介護 (デイサービス)

通所介護施設に送迎をし、食事・入浴・排泄などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで行います

通所リハビリテーション (デイケア)

介護老人保健施設や病院、診療所などで食事・入浴・排泄などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを行います

短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設（特養など）に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練を行います

短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下での介護や支援、日常生活上の支援や機能訓練を行います

福祉用具 貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与を行います。

- ◆対象となる福祉用具：車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、手すり、スロープなど

特定福祉用具 販売

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。

- ◆対象品目：腰掛便座、入浴補助用具、簡易浴槽など

住宅改修 費支給

事前に市区町村へ申請したうえで、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給されます。

- ◆介護保険適用の住宅改修の例：手すりの取り付け、段差の解消、滑りにくい床材への変更、引き戸などへの取り替えなど

【地域密着型】

地域密着型 通所介護

定員が18人以下小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などを行います

認知症対応型 通所介護

認知症の人を対象にした通所介護

夜間対応型 訪問介護

夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、定期巡回や通報システムによるオペレーションセンターサービス、随時訪問による夜間専用の訪問介護を行います

※現在指定事業者はありません

定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護

訪問介護と訪問看護が連携をとって、1日に複数回の「短時間の定期訪問」と、通報などによる[随時対応]を24時間対応で行います

※現在指定事業者はありません

小規模 多機能型 居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせた多機能なサービスを行います

※現在指定事業者はありません

看護小規模 多機能型 居宅介護

訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスです。介護と医療サービスが必要な人が対象となります

※現在指定事業者はありません